

2025年5月12日

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部  
会員各位

神奈川労務安全衛生協会藤沢支部  
支部長 森 淳美

### 職場における労働衛生対策「熱中症予防対策」についてのお願い（注意喚起）

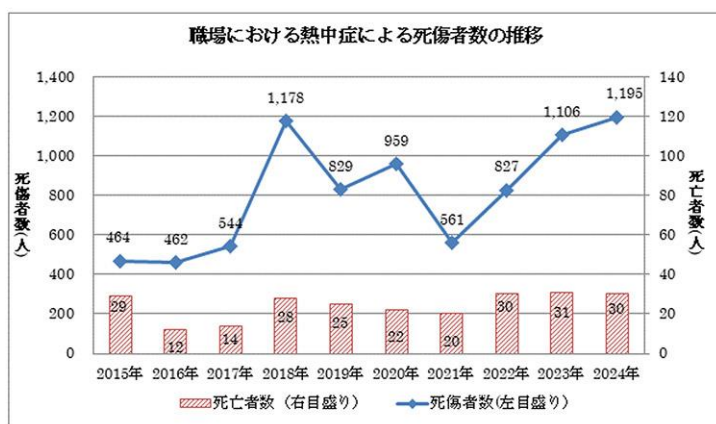
公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会藤沢支部 会員事業場の皆様方におかれましては、日頃より支部活動にご尽力頂き誠に有難う御座います。

気象庁によりますと今夏も全国的に気温が高くなると見込まれており、これから梅雨を迎えるに辺り気温上昇に加え湿度も上がり、大変過ごしにくい季節となります。これに伴い各会員事業場様におかれましては職場における「熱中症予防対策」を実施されているものと存じます。特に糖尿病や高血圧症等、疾患を有している方々にはより一層の注意が必要となりますので、今一度対策内容をご確認頂き「熱中症を出さない・出させない。現場へ寄り添った環境づくり」にご協力頂ますようお願い致します。

また、令和7年6月1日には熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切な対処をすることにより、熱中症の重篤化を防止するための対応を義務付ける改正労働安全衛生規則が施行されます。この規則が適正に行われなかった場合の罰則（労働安全衛生法第119条）も措置されます※1。併せて、厚生労働省から「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」※2と称して各種注意喚起等が出ておりますのでご覧頂きますようお願い致します。

※以下、厚生労働省 HP 一部抜粋。

職場における熱中症による死傷者数の推移（2015年～2024年）



厚生労働省 HP

※1 <https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>

※2 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133.html>

以上。